◎新潟県告示第26号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の２の６第１項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年１月８日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

新潟県新潟市西区曽和1182番地

公益財団法人新潟県環境保全事業団

代表理事　坂本　洋司

２　産業廃棄物処理施設の設置の場所

新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻地内

３　産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第７条第14号ハに規定する管理型産業廃棄物最終処分場

４　産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん

５　申請年月日

平成27年12月21日

６　縦覧場所

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

７　縦覧期間

告示の日から１月間

８　その他

この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出できる。

意見書の提出先　郵便番号950－8570

新潟市中央区新光町４番地１

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

産業廃棄物係